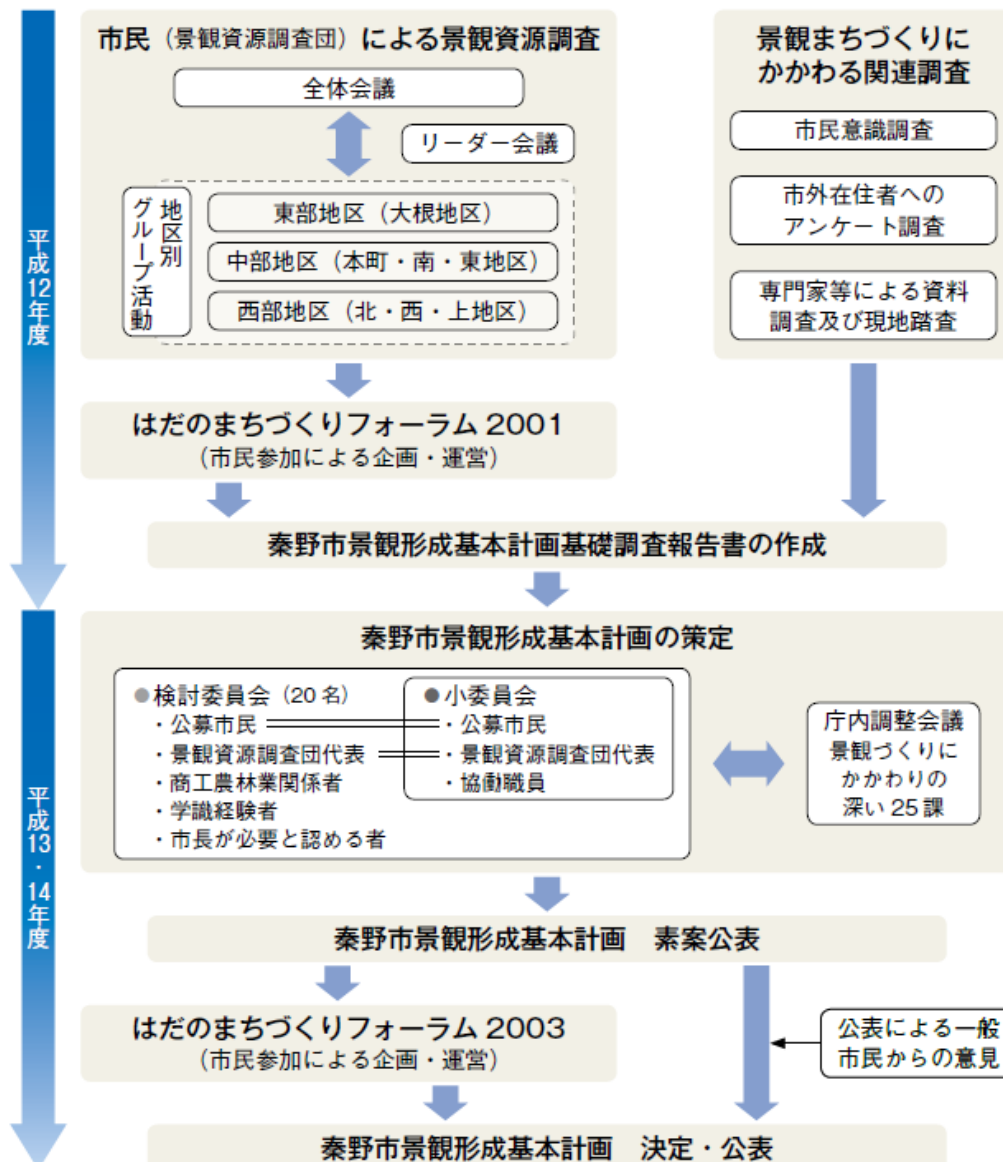


資料編

1. 秦野市景観形成基本計画の策定

平成15年に策定した本計画の検討の基礎となった市民による景観資源調査は、公募市民31名及び協働職員*11名からなる景観資源調査団を結成し、まち歩きやワークショップ*を重ね、秦野市の景観の特性や課題を明らかにし、今後進めていく景観まちづくりへの提案を行いました。また、計画の策定においても、市民や商工農林業関係者などからなる秦野市景観形成基本計画策定検討委員会を設置し、行政との協働により計画の検討・策定作業を行いました。



* 協働職員：自主的に、市民とともに活動する市職員のことです。

* ワークショップ：参加者が協働で作業をしたり、意見を出し合って、協議を重ねながら合意形成を図っていく手法、場（集まり）をさします。

〈景観資源調査団とは〉

景観まちづくりには市民の理解と協力が不可欠であり、調査・計画段階から市民と行政が協働で取り組む必要があると考え、市民による「景観資源調査団」を設置しました。

景観資源調査団は、公募の市民31名、協働職員11名からなり、平成12年9月から平成13年3月まで活動しました。

〈景観資源調査団の活動〉

活動は、市域を3つのグループで分担（東部（大根地区）・中部（本町、南、東地区）・西部（北、西、上地区））し、生活者の視点からそれぞれの活動スタイルにより、現地踏査による資源調査、グループ別の討議及び全体会議を重ねました。

活動の中で、秦野市の景観特性を考慮して残したい、守りたい、活かしていきたい、改善していきたいなどの生活に密着した視点で景観資源を取り上げ、より良い景観まちづくりに向けた考え方を「景観資源調査団の活動報告 ～誇れる“秦野の景観づくり”に向けて～」として整理しました。

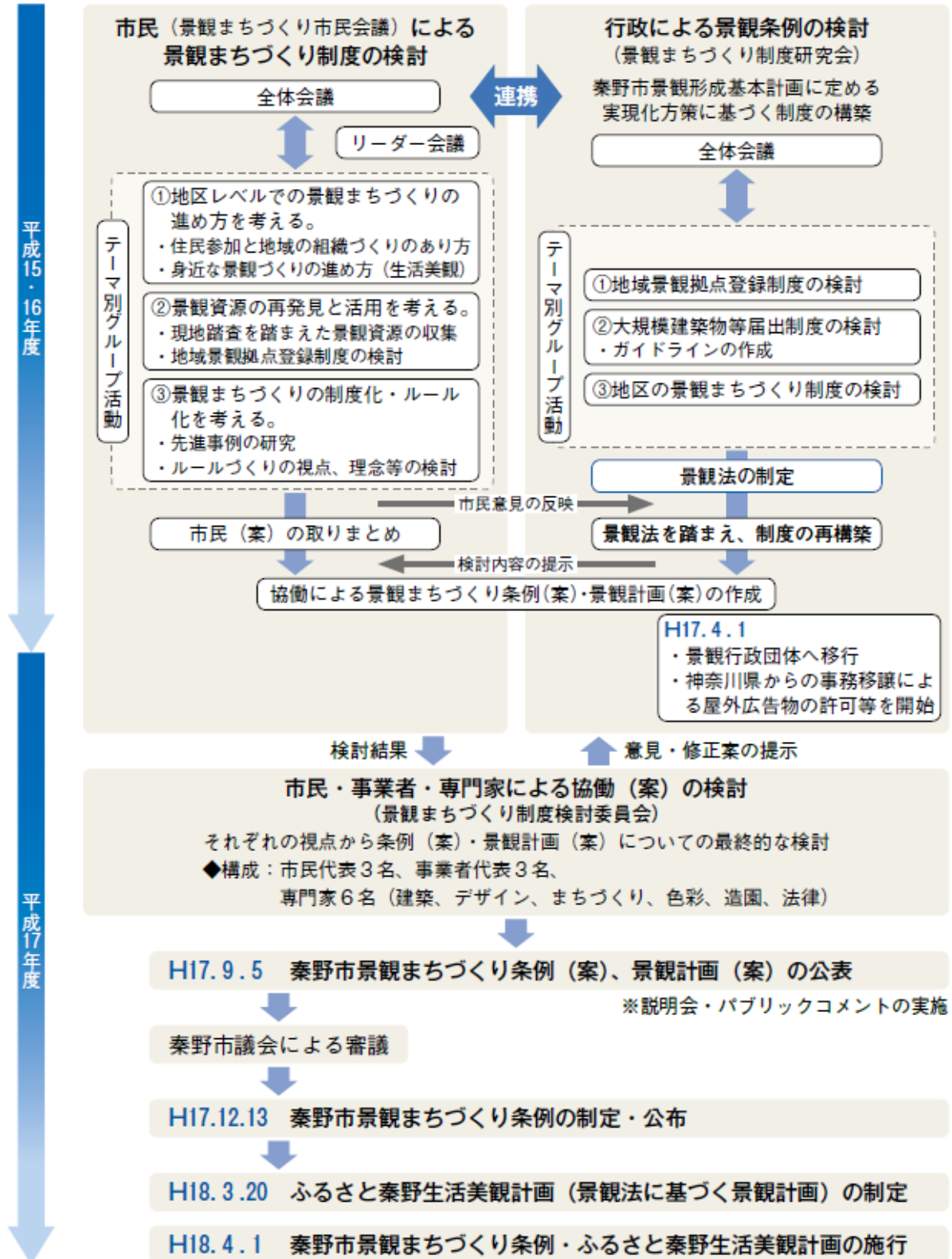


神奈川新聞 H 12.7.6

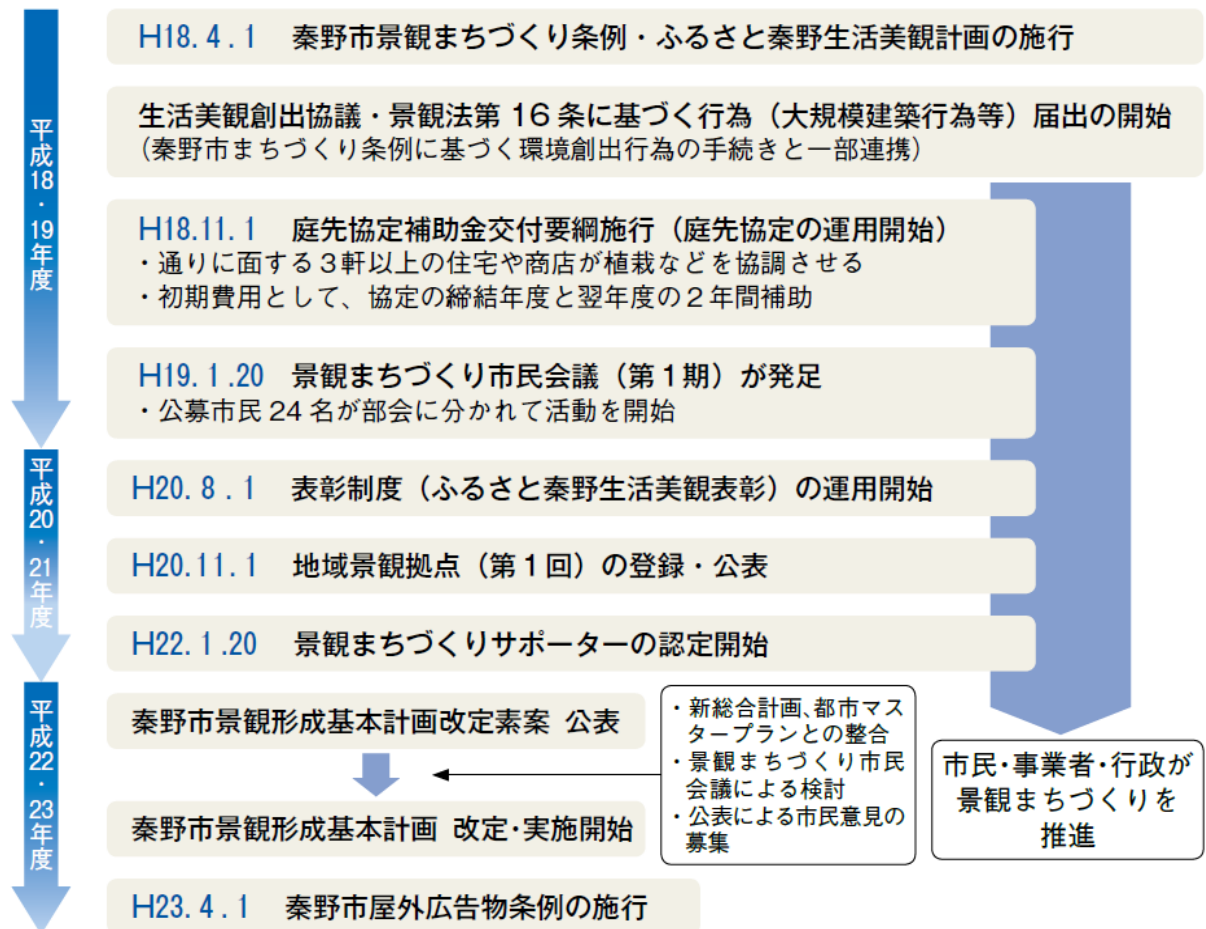


2. 秦野市景観まちづくり条例の施行

平成15年3月の本計画策定後は、本市の地域特性に合った景観まちづくりを推進するための条例の策定に向けて検討を重ね、平成16年に制定された景観法とのすり合わせを経て、平成18年4月1日に「秦野市景観まちづくり条例」を施行しました。



平成18年4月の「秦野市景観まちづくり条例」の施行後は、条例に規定する制度の運用を開始し、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進しています。



〈ふるさと秦野景観選定事業とは〉

平成17年度に市制50周年を記念し、過去を振り返り、将来を見据え、確かな選択と新しい歴史の第一歩として市民を中心とした実行委員会により「ふるさと秦野景観」を「優れて、我々の生活を支え、心を豊かにしてくれる歴史、風土、文化、自然を映し出しているもの」と定義し、市内の優れた景観に接する「ふるさと秦野景観見て歩き」を各地で実施しました。

また、約800件もの提案や推薦の中から選ばれた100の景観を「ふるさと秦野景観100選」として冊子にまとめました。



選定発表



ふるさと秦野景観見て歩き



冊子は刊行物として販売

〈地域景観拠点とは〉

平成18年に施行した秦野市景観まちづくり条例に規定された制度であり、地域の人々に親しまれ、まちづくりの拠点となる景観資源を所有者等の同意のうえで登録し、保全活用していくものです。

平成20年11月1日に第1回として28箇所を登録しました。今後も所有者等の意向を確認しながら、制度の活用を推進していきます。



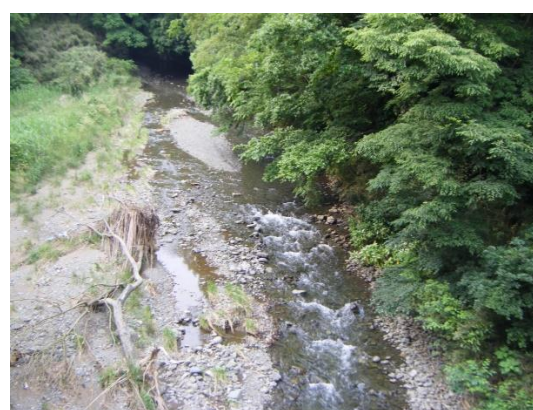
南小学校を見つけてきた「ソメイヨシノ」



～風の道～ 水無川の「シダレザクラ」



～風の道～ 水無川の「散策路」と「花壇」



壮大な自然景観「葛葉峡谷」



～風の道～ 水無川の顔「まほろば大橋」

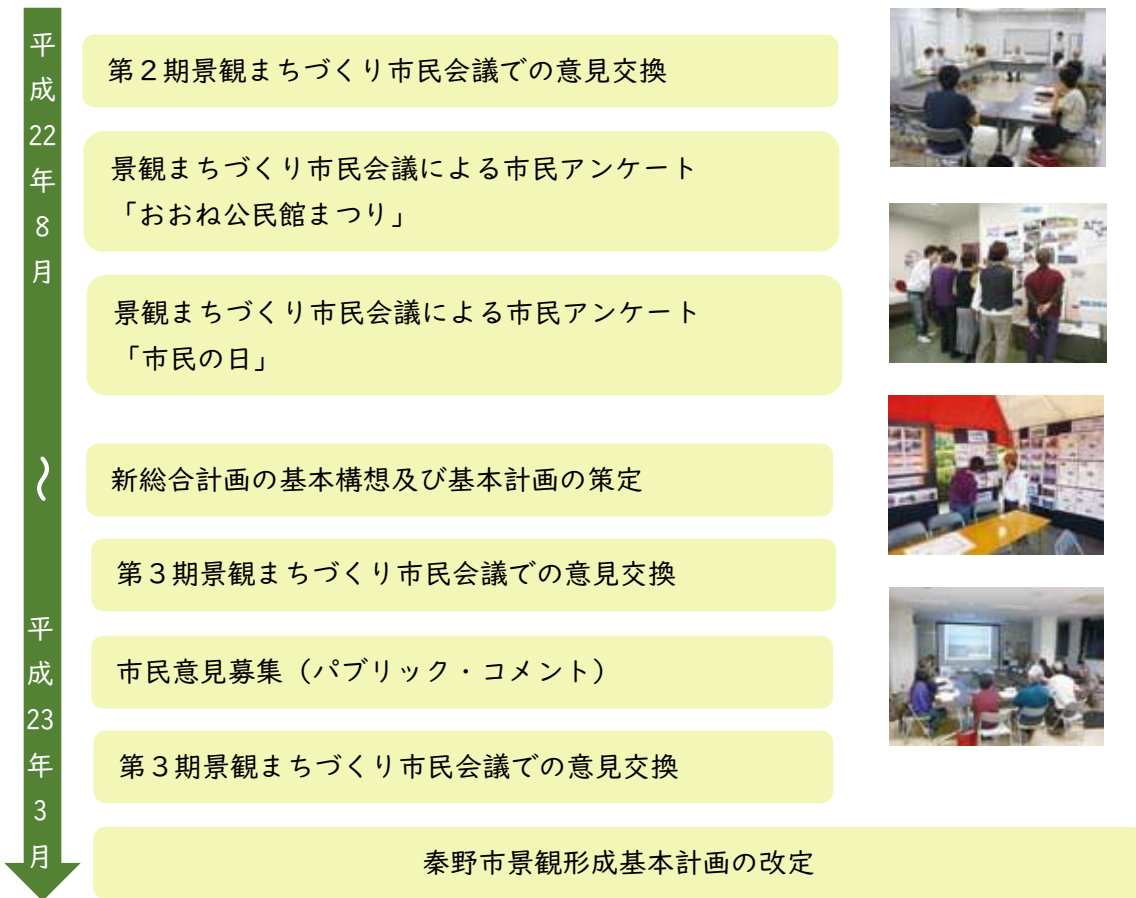


山並みに調和した「上小学校」

3. 秦野市景観形成基本計画の改定（平成22年度）

平成23年3月の改定においては、「秦野市新総合計画」の策定や「秦野市都市マスタープラン」の改定と検討時期が重なっていたため、多くの市民が参加し、自主的に策定された「ボイス・オブはだの市民会議[※]」、「地域まちづくり委員会[※]」から出された景観まちづくりに関連する市民の意向を把握するとともに、景観まちづくりを行政とともに推進する組織である「景観まちづくり市民会議[※]」も活用し、市民の意見を最大限に取り入れるようにしました。

計画改定の主な流れ



※ ボイス・オブはだの市民会議：秦野市新総合計画の策定を進めるため、平成21年度には、「①都市づくり」「②健康福祉」「③環境、安全・安心」「④教育、文化、スポーツ」「⑤産業の活性化」「⑥協働、コミュニティ活性化」の6分野別に市民公募し、「ボイス・オブはだの市民会議」を設置し、市民の視点での市民計画案を策定しました。

※ 地域まちづくり委員会：自治会や地域で活動する市民団体などにより、平成21年度には、各地域の「現状と課題」「目指す地域の姿（将来像）」「地域が主体となった取組み」「地域と行政との協働による取組み」等について検討し、「地域が考えるまちづくり計画案」を策定しました。営の市民組織です。

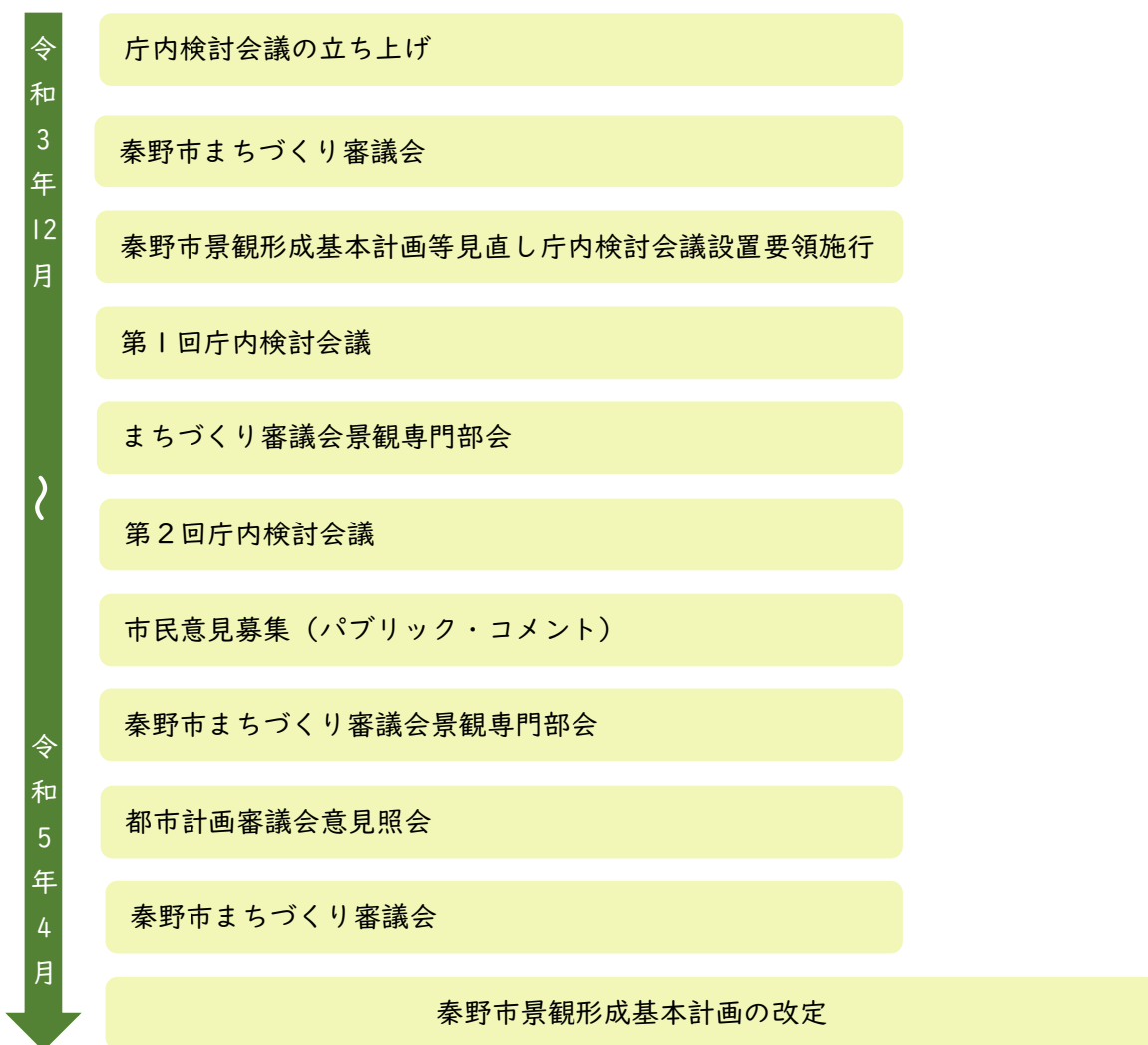
※ 景観まちづくり市民会議：秦野市景観まちづくり条例に位置づけられ、市民と行政のパイプ役として、景観まちづくりの普及・啓発や行政への提案などを行う自主運営の市民組織です。

4. 秦野市景観形成基本計画の改定（令和5年度）

令和3年に策定した秦野市総合計画や社会情勢、現在の取組みの反映を中心に改定しました。

秦野の景観資源である表丹沢の「山並み景観」をはじめ、「里山・田園景観」「水辺景観」「歴史・文化の景観」「街の景観」等に関して、引き続き良好な景観を守りながら更なる魅力を発信し、誇りと愛着ある景観まちづくりを推進するため、次のように検討し改定しました。

計画改定の主な流れ



〈秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議設置要領〉

秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議設置要領

(令和4年5月2日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、市民共有の財産である良好な景観を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくための基本的な方針や施策の方向を定めた秦野市景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）の改定に向けた検討及び、関連するふるさと秦野生活美観計画、秦野市景観まちづくり条例及び秦野市屋外広告物条例（以下「関連計画等」という。）の時代的検証を行う組織として、秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、基本計画及び関連計画等に定める事項について検討し、及び改定について協議する。

(検討会議)

第3条 検討会議は、基本計画及び関連計画等の全庁的事項に係る調整を行う。

2 検討会議は、まちづくり計画課長が主宰し、別表に掲げる職員により構成する。

3 検討会議の運営上必要があると認めるときは、その構成員以外の者を出席させることができる。

4 検討会議は、まちづくり計画課長が必要と認めるときに開催する。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、まちづくり計画課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、検討会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年5月2日から施行し、基本計画を公表した日に、その効力を失う。

〈秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議〉

構成員
総合政策課長
市民活動支援課長
生涯学習課長
環境共生課長
森林ふれあい課長
産業振興課長
農業振興課長
観光振興課
はだの魅力づくり推進課長
まちづくり計画課長
交通住宅課長
開発指導課長
建築指導課長
建設総務課長
公園課長
国県事業推進課長

〈パブリック・コメント手続の実施概要〉

意見募集期間

令和5年2月15日（水）から同年3月14日（火）まで

意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

構想案の閲覧場所

まちづくり計画課、公民館、図書館、駅連絡所、行政情報閲覧コーナー、市ホームページ

意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

〈提出された意見の内容及びその取扱い等〉

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 景観形成基本計画とは	2		2			
第2章 秦野の景観の特徴	7	2	1		3	1
第3章 景観まちづくりの基本理念	1					1
第4章 景観まちづくりの基本目標						
第5章 景観まちづくりの基本方針	15	4	3	6		2
第6章 景観まちづくりの実現化方策	3		1	2		
計	28	6	7	8	3	4

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：構想に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

〈まちづくり審議会〉

諮問

F No. 7・1・7(甲)

令和5年3月23日

秦野市まちづくり審議会

会長 勝田 悟 様

秦野市長 高橋 昌 和



秦野市景観形成基本計画等の改定について（諮問）

良好な景観を守りながら更なる魅力を発信し、誇りと愛着ある景観まちづくりを推進するため、秦野市景観形成基本計画等の改定について、秦野市まちづくり条例第38条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

- 1 秦野市景観形成基本計画の改定に関する事項
- 2 ふるさと秦野生活美観計画の改定に関する事項

答申

令和5年3月24日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市まちづくり審議会
会長 勝田 悟



秦野市景観形成基本計画等の改定について（答申）

令和5年3月23日付けFNo.7・1・7（甲）において諮問のありました、
秦野市景観形成基本計画等の改定について、当審議会において審議した結果、
適当かつ妥当である旨、答申します。